平成30年度 国民健康保険料のお知らせ

国民健康保険は、医療費などの支払いに要する費用をまかなうため、加入者の皆さまから保険料をご負担いただいて運営しています。

これまで国民健康保険は、市が単独で運営していましたが、国民健康保険法の改正により、 平成30年度から都道府県単位で運営することになりました。県が財政運営の責任主体となり、 安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担うことで、国民健 康保険制度の安定化を目指すこととしています。

平成 30 年度の保険料率 (額) については、国保制度改革による国費拡大の影響により、昨年度に比べ引き下げることができました。安定した保険給付を行い、安心して医療を受けていただくために、皆さまからのご理解をお願いします。

なお、今後の保険料率(額)について、保険給付費などの費用は増加傾向が続いており、それらをまかなうために、ご負担いただく保険料率(額)も増えていくことが予想されます。

そのため、皆さまからもご自身の健康や医療費に関心をお持ちいただき、①毎年行う特定健診を受診し、病気の早期発見を行う、②かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち健康管理を行う、③同じ病気で複数の医療機関を受診しない、④ジェネリック(後発)医薬品を利用するなど、医療費の節約にご協力をお願いします。

平成30年度の保険料率等(年間)

区分		医療給付費分保険料		後期高齢者支援金分保険料		介護納付金分保険料	
対象者		国保加入者全員		国保加入者全員		国保加入者のうち 40歳~64歳の人	
保	所得割額	賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円) の		賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円) の 2.64 %		賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円) の 2.64 %	
険料	均等割額	加入者1人当たり	<u>7.27 %</u> 24,994 ⊞	加入者1人当たり	8,925 ⊞	加入者1人当たり	15,972 ⊞
率	平等割額	1世帯当たり	17,767 ⊞	1世帯当たり	6,344 ⊞		
最高額		58万円		19万円		16万円	

国民健康保険料は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算し、所得割、均等割、平等割の合計額が1年間の国民健康保険料となります。

保険料軽減制度の拡充について

世帯の所得が一定金額以下のときは、保険料の均等割額及び平等割額が軽減されています。昨年度に続き、 平成30年度も軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、対象世帯が拡大されます。

該当になる世帯については、納付通知書3ページの【軽減額】の欄に記載がありますので、ご確認ください。

【お問い合わせ先:長岡市役所 国保年金課国保保険料係 電話:0258-39-2220(直通)】